

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書	3	第1	6	(3)	イ			事業者の業務範囲	「事業用地に隣接する植栽帯の管理を含む」とあり、資料1のp4,5の図の範囲かと思いますが、事業用地から300mほど離れた場所と史料します。この場合、事業者としては敷地から離れた場所の植栽管理を行うことになり、極めて非効率な管理になるため、日常的な管理を行うことは非常にコスト増になる要因と考えます。つきましては、当該範囲の植栽管理は、本事業範囲からは外していただきますよう、ご検討をお願いします。	原案のとおりとします。
2	入札説明書	4	第1	6	(3)	エ	(ア)		市が支払うサービス購入料	「なお、本事業では、合併特例債の活用を想定している」とありますが、合併特例債が活用できない場合、市が一括して支払うとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	6	第1	7	(2)				設計基準、仕様書等	「国土交通省（又は建設省）営繕部監修、（社）公共建築協会編集・・・」と、「国土交通省（又は建設省）営繕部監修、（一社）公共建築協会編集・・・」がそれぞれありますが、別の資料を指していますでしょうか。	同じ資料になります。誤記になります。
4	入札説明書	7	第2	1					入札参加者に関する要件等	「その他企業」として参画する場合に備えるべき要件は、（2）ア・イ、及び（3）と考えると宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	7	第2	1	(1)	イ			入札参加者の構成	建設企業、火葬炉企業、運営企業については、各企業1社以上は構成員とすることとあるが、必ずしも異なる企業である必要はないと解釈して宜しいでしょうか？火葬炉企業と運営企業を同一会社が兼務する場合を想定しての質問です。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	7	第2	1	(1)	エ			入札参加者の備えるべき入札参加資格要件	「やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う」とありますが、20頁5「契約を締結しない場合」本文中と同様に構成員又は協力企業を補充の上、市の判断により入札参加をお認め頂きたく、ご検討ください。	原案のとおりとします。
7	入札説明書	7	第2	1	(2)				入札参加者の参加資格要件	ファイナンシャルアドバイザー業務等で協力企業として入札参画する企業は、（P7）（2）入札参加者の入札参加資格要件ア、イに該当し、（P8）（3）入札参加者の制限に該当しないことを満たせばよく、貴市の入札参加資格登録の必要は無いという理解で宜しいでしょうか。もし、登録が必要な場合、栃木市物品購入等入札参加資格認定の「賃貸借」にて登録しておりますが宜しいでしょうか。	入札説明書に対する質問への回答No.4をご参照ください。
8	入札説明書	10	第2	2	(5)	ア			著作権	入札提案書類の著作権は入札参加者に帰属するため、貴市が入札提案書類を使用する際は、事業者への事前の承認が前提になるという理解で宜しいでしょうか。（栃木市情報公開条例等に基づく公開請求があった場合も含む）	ご理解のとおりです。
9	入札説明書	12	第3	1					事業者の募集・選定スケジュール	「対面対話の実施に関する報告」とは、市ホームページで対話内容を公表するイメージでしょうか。公表の可否については、事前に当該応募者に確認していただくよう、お願いいたします。	前段について、詳細は対話実施要領に示します。後段について、ご意見として承ります。
10	入札説明書	12	第3	1					募集・選定スケジュール	入札参加者の参加資格要件に関する質問への回答につきましては、4/10（金）までの参加表明書及び参加資格審査申請書提出を考慮し、3/27（金）入札説明書等に関する質問に対する回答公表に先行して公表いただくよう、よろしく願い致します。	ご意見として承ります。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問の内容	回答
11	入札説明書	12	第3	2	(1)				入札説明書等に関する説明会及び事業用地見学会	説明会中止に関し、別日程での開催予定はあるのでしょうか。また、現斎場の見学会の予定はあるのでしょうか。	前段について、説明会の開催予定はありませんが、新斎場建設地の現地見学会は4月3日(金)13時30分から開催します。様式集「様式1-1」により4月1日(水)15時までにメールにてご報告ください。なお、駐車場は栃木市岩舟運動公園駐車場をご利用ください。 後段について、現斎場の見学会の予定はありません。
12	入札説明書	14	第3	2	(7)	エ	(イ)		提出書類	その他資料に該当するのはどのような内容の資料でしょうか。	対話項目の議論に当たって必要となる図面等を必要に応じて提出してください。
13	入札説明書	15	第3	2	(10)	エ			提出書類	「別添資料3 様式集に示すとおり」とあるのは「(様式4-1)入札提案書類提出書」及び入札提案書類一式(無様式)で宜しいでしょうか。	様式集(P3)2,(4)アに記載する書類を提出してください。なお、様式集(P5)3も参照してください
14	入札説明書	20	第6	1					基本協定の締結	基本協定の締結について、落札者の決定後7日以内に基本協定を提出することとされていますが、複数企業で応募グループを形成する場合、押印手続きに時間を要します。また、落札後、基本協定及び事業契約の案について、リーガルチェックを行うことも想定されるため、「7日以内に基本協定を”合意”」としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
15	入札説明書	20	第6	1					基本協定の締結	落札者の決定後7日以内に基本協定を提出とありますが、各社の社内手続き等を考慮すると2週間程度はお時間を頂きたく、宜しくお願い致します。	原案のとおりとします。
16	入札説明書	20	第6	1					基本協定の締結	基本協定の提出について、落札者が公表された日付を含めて7日以内でしょうか。	落札決定日(公表された日)の翌日から起算して、土・日・祝日を除く7日以内とします。
17	入札説明書	20	第6	2	(2)				SPCの設立	「構成員はSPCへ出資すること」とありますが、事業スキームにおいて、SPCへ出資する以外の条件や制約は無いとの理解でよろしいですか。	構成員は、SPCに対して出資する者であり、SPCが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定するものをいいます。
18	入札説明書	21	第6	7					入札保証金	免除規定がありますが、該当するかしないかの最終的な判断は市で行うことになると思います。免除申請書の提出や、免除の判断のタイミングはいつを想定していますでしょうか。入札保証金の対応に要する費用についても、入札額に含める必要があるため、可能であれば入札前に確認できる機会を個別に設けていただけないでしょうか。	前段について、2月28日に公表した入札公告をご参照ください。 後段について、入札公告に示すとおり、入札保証金免除申請書提出日は入札参加書類の受付日より前になります。
19	入札説明書	21	第6	7	(2)				入札保証金	入札保証金を免除する条件として、「過去に～種類及び規模をほぼ同じくする契約～」と記載がございますが、この規模について明確な契約額の制約は無いという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	入札説明書	21	第6	7	(2)				入札保証金	入札保証金の免除を申請する場合の要件として、「過去に国(公団含む)、他の地方公共団体又は市と種類及び規模をほぼ同じくする契約(※)を数回以上にわたって締結し」、となっておりますが、国立大学法人も含まれるものと考えてよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
21	入札説明書	21	第6	7	(2)				入札保証金	入札保証金の免除を求める場合の建設企業と火葬炉企業のPFI事業のSPCの構成員としての実績が数回以上とありますが、具体的に何件の実績が必要でしょうか。	建設企業、火葬炉企業のそれぞれが1件以上、合計2件以上の実績が必要です。
22	入札説明書	21	第6	7	(2)				入札保証金	入札保証金免除申請書の提出は、令和2年4月10日の「参加表明書及び参加資格審査申請書等の受付」時でよろしいでしょうか?	2月28日に公表した入札公告をご参照ください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問の内容	回答
23	入札説明書	21	第6	8					契約保証金	免除規定がありますが、該当するかしないかの最終的な判断は市で行うことになると思います。免除の判断のタイミングはいつを想定していますでしょうか。免除のための手続きについて教えてください。また、入札保証金の対応に要する費用についても、入札額に含める必要があるため、可能であれば入札前に確認できる機会を個別に設けていただけないでしょうか。	前段について、契約保証金の免除申請書提出は落札後仮契約前となります。ただし、入札保証金免除の場合は、契約保証金も免除となると考えて下さい。 後段について、入札説明書に対する質問への回答No. 18をご参照ください。
24	入札説明書	21	第6	8					契約保証金	1行目から3行目に規定されている契約保証金の金額は、次の計算式により算出される金額以上の金額、との理解でよいでしょうか。 『(ア+ア×ウ) × 10/100 + イ × 10/100』 ただし、ア、イ、ウは以下のとおりです。 ア：施設整備業務に係る対価の合計額からサービス購入料Bの割賦金利を除いた額 イ：維持管理運営業務に係る対価の合計額 ウ：消費税及び地方消費税の税率(%)	施設整備費に係る契約保証金についてはご理解のとおりです。 維持管理運営業務に係る契約保証金についても消費税及び地方消費税を含めた維持管理運営業務に係る対価の100分の10としてください。
25	入札説明書	21	第6	8					契約保証金	2行目後半から3行目前半にかけて記載されている「…維持管理運営業務に係る対価の合計額…」とは、維持管理運営業務に係る対価の年間の合計額(様式9-6 年間(円/年)の項目の合計額と等しい)、との理解でよいでしょうか。	維持管理運営業務に係る対価の合計額は事業期間に亘る合計額を指します。
26	入札説明書	21	第6	8					契約保証金	維持管理運営業務に係る対価とはサービス購入料C(消費税等を除く)と同義でしょうか。また、保証金額は年間の維持管理運営業務の100分の10とされるのが一般的に多くご再考をお願い致します。	原案のとおりとします。 ただし、入札説明書(P21)第6,8に示す免除規定に該当する場合は維持管理業務に係る契約保証金は免除とします。
27	入札説明書	21	第6	8	(1)				契約保証金	本内容に認められるか否かは令和2年5月8日(金)の参加資格審査結果の通知で貴市からご判断結果も通知していただくことは可能でしょうか。保証金の要不要は入札金額に影響するため入札1ヶ月前を目途に貴市ご判断結果をいただきたいと存じます。	入札説明書No. 23を参照してください。
28	入札説明書	21	第6	8	(1)				契約保証金	契約保証金を免除する条件として、「過去に～種類及び規模をほぼ同じくする契約～」と記載がございますが、この規模について明確な契約額の制約は無いという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	入札説明書	21	第6	8	(1)				契約保証金	入札保証金と契約保証金の免除規定は同様であるため、市が入札保証金を免除した場合、契約保証金のうち、維持管理運営業務に係る対価の合計額の100分の10以上を納付する規定を免除するとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。あわせて入札説明書に対する質問への回答No. 23を参照してください。
30	入札説明書	21	第6	8	(1)				契約保証金	契約保証金の免除を申請するための様式および申請時期についてご教示ください。	様式については、落札者に通知します。申請時期については入札説明書に対する質問への回答No. 23を参照してください。
31	入札説明書	24	別紙1	1	(1)				サービス購入料の構成	表中の概要欄にて「稼働準備費」および「開業費」とありますが、具体的な内容をご教示ください。	稼働準備費は稼働準備業務に係る費用、開業費はSPCの開業に係る費用等を指します。
32	入札説明書	24	別紙1	1	(1)				サービス購入料の構成	サービス購入料Bの割賦元金には、施設整備期間に必要なSPC経費も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	入札説明書	24	別紙1	1	(2)	ア			物品販売収入	「SPCは、売店等運営業務により得られる収入を自らの収入とすることができる。」とありますが、これらの収入をSPCの収入とせず、SPCが業務を委託する契約先の収入とする提案でもよろしいでしょうか。	売店等運営業務はSPCが業務委託する構成員、協力企業の収入とする提案は可としますが、物品販売の収入はSPCが把握してください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問の内容	回答
34	入札説明書	24	別紙1	1	(2)	イ			その他収入	「市の承認を事前に受け実施する業務」とありますが、事業者が照会を求め、市が承認を行うスケジュールをお示しください。上記の収入はSPCの収支計画に影響があるため早期に承認をいただけますようお願い申し上げます。	市の承認を事前に受け実施する業務については、対面対話時に示してください。承認の可否について、対面対話の議事録確定時に示します。なお、その場合、業務の内容は本事業の目的に沿ったものとしてください。
35	入札説明書	24	別紙1	2	(1)				サービス購入料A	様式7-14■ 費目内訳表の「1. 施設整備費(①+②+③+④+⑤+⑥)」から様式7-14※1行目「基本設計費、備品購入費、稼動準備費、保険料等諸経費」を減算後に90%を乗じた額としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	入札説明書	24	別紙1	2	(2)				サービス購入料B	「・・・施設整備業務にかかる費用からサービス購入料Aの金額を差し引いた金額に”保険料、開業費等の諸経費を含む金額”を割賦元金とし、」とありますが、「施設整備業務にかかる費用」のなかには「保険料、開業費等の諸経費」も含まれるため、この表現ですと、「保険料、開業費等の諸経費を含む金額」がサービス購入料Bに二重計上されるように読めますが、いかがでしょうか。	保険料、開業費等の諸経費を含む金額は二重計上せず、サービス購入料Bを算定してください。 入札説明書(P25)別紙1, 2(2)を「サービス購入料Bは本施設の施設整備業務に係る費用のうち、サービス購入料Aを差し引いた費用(保険料、開業費等の諸経費含む)を割賦元金とし・・・」と修正します。
37	入札説明書	25	別紙1	2	(4)				消費税相当額	3行目後半から4行目にかけて「…サービス購入料Bに係る消費税相当額については、所有権移転後に一括して支払うものとする。」と記載されていますが、サービス購入料Aとサービス購入料Aに係る消費税を貴市へ請求するときに同時に、サービス購入料B(割賦元本)に係る消費税も請求できる、との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし請求は分けてください。
38	入札説明書	25	別紙1	2	(2)				サービス購入料B	「様式7-14■ 費目内訳表1. 施設整備費(①+②+③+④+⑤+⑥)」-サービス購入料A+割賦金利の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	入札説明書	25	別紙1	2	(3)				サービス購入料C	維持管理業務及び運営業務に係る費用から売店等運営業務を除くとありますが、当該売店等運営業務は「その他収入」を含むのでしょうか。	売店等運営業務にその他収入に係る業務は含みません。その他収入がある場合は、サービス購入料Cから差し引いてください。その場合は、様式集 様式9-6にその他収入欄を追記し、差し引いたことがわかるようにしてください。 なお、コインロッカー及び市の承認を事前に受け実施する業務に係る費用はサービス購入料に含みます。
40	入札説明書	25	別紙1	2	(3)				サービス購入料C	「サービス購入料C=(維持管理業務及び運営業務-売店等運営業務)+SPC運営に必要な諸経費・利益等」とありますが、様式8-11(運営費内訳書)には売店等運営業務費が含まれています。サービス購入料Cには売店等運営業務費を含むのか否かをご教示ください。併せて、入札公告にある予定価格には売店等運営業務費が含まれているか否かもご教示ください。	前段について、様式8-11における売店等運営業務の欄は誤記ですので削除します。 後段について、予定価格には売店等運営業務費は含みません。
41	入札説明書	25	別紙1	2	(4)				消費税相当額	サービス購入料Bに係る消費税額は引き渡し時の消費税ということで宜しいでしょうか。また、サービス購入料が増減した場合の消費税の支払時期はいつになるのでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、サービス購入料Bが増減した場合は、サービス購入料Bの消費税支払い時に反映します。サービス購入料Cが増減した場合は、サービス購入料Cの支払い時に反映します。
42	入札説明書	25	別紙1	2	(4)				消費税相当額	「サービス購入料Bに係る消費税相当額については、所有権移転後に一括で支払う」とありますが、支払時期はサービス購入料Aと同じ時期との理解でよろしいですか。	入札説明書に対する質問への回答No. 37をご参照ください。
43	入札説明書	25	別紙1	3	(1)				サービス購入料A	サービス購入料Aの支払い方法について、「完了確認」という用語がでてきますが、事業契約上定義されていません。これは、事業契約31条の「市の完成確認」を指していると考えればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問の内容	回答
44	入札説明書	25	別紙1	3	(1)				サービス購入料A	市がサービス購入料Aを支払う際、消費税相当額を付して支払うとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
45	入札説明書	25	別紙1	3	(2)				割賦金利	割賦金利は引渡し翌日から発生する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	入札説明書	26	別紙1	3	(3)				サービス購入料C平準化	「サービス購入料Cを～平準化して支払う」に関連し確認です。 ・施設引渡し令和5年9月末日 ・供用開始同10月1日 の想定でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	入札説明書	26	別紙1	5					サービス購入料の改定	実際の火葬件数が、想定火葬件数から大きく乖離した場合に、サービス購入料Cの改定（増減額）は行うのでしょうか。 また、行う場合には改定の基準（基準日、期間、件数、増減率等）をご教示下さい。	実際の火葬件数が、想定火葬件数から大きく乖離した場合にサービス購入料Cの改定は行いません。
48	入札説明書	26	別紙1	5	(1)				サービス購入料A	「サービス購入料Aについては、物価変動によらず」とありますが、物価スライドは、本施設の施設整備業務に係る対価全体の残工事費を対象に適用され、サービス購入料Bを変更して支払いを行うとの理解でよろしいですか。	物価スライドは本施設の施設整備業務に係る対価全体から入札説明書(P26)別紙1,5(2)イ(ウ)a)に示す基準日における出来高の額を控除した額を対象に適用され、改定により生じた費用についてはサービス購入料Bで支払います。
49	入札説明書	26	別紙1	5	(2)				サービス購入料B	サービス購入料Bの物価変動による改定は、本施設の施設整備業務に係る対価（サービス購入料A+サービス購入料B）の残工事費を対象に適用され、サービス購入料Bを変更して支払いを行うとの理解でよろしいですか。	入札説明書に対する質問への回答No. 48をご参照ください。
50	入札説明書	26	別紙1	5	(2)	ア			金利変動による改定	2021年秋以降にLIBORが廃止される可能性がある中で、もしLIBORが廃止された場合、代替の指標は何を用いますでしょうか。	LIBORが廃止された場合はTIBORを採用します。
51	入札説明書	27	別紙1	5	(2)	イ	(ア)		物価変動によるサービス購入料Bの改定	用語の確認をさせて下さい。 「市及びSPCは、…施設整備業務に係る費用が不適当となったと認めるときは、相手方に対してサービス購入料Bの変更を請求することができ、…相手方から請求があったときは、請求に応じなければならない。」とありますが、ここでいう請求とは、協議の請求（協議申入れの請求）の趣旨でしょうか。	請求とは、変更そのものの請求を指します。 なお、「相手方に対してサービス購入料Bの変更を請求することができ、市又はSPCは、相手方から請求があったときは、請求に応じなければならない」を「相手方に対して理由を示してサービス購入料Bの改定の申し入れをすることができ、市又はSPCは、相手方から改定の申し入れがあったときは、その申し入れが適法である限り、これに応じなければならない」とし、入札説明書を修正します。
52	入札説明書	27	別紙1	5	(2)	イ	(ア)		物価変動による改定	但し書き「残工期が2ヶ月未満である場合は、請求することができないものとする。」とありますが、物価変動による影響が懸念されるため引き渡し日まで請求できることをお認め頂きたい、ご検討ください。	原案のとおりとします。
53	入札説明書	27	別紙1	5	(2)	イ	(イ)		物価変動による改定	サービス購入料Bの改定方法のところの対象は、サービス購入料Bに限らず、サービス購入料Aも含めた工事費が対象となるとの理解で宜しいでしょうか。サービス購入料Bは、施設整備費のごく一部であることから、物価改定においては施設整備費全体を対象とするよう、ご配慮ください。	入札説明書に対する質問への回答No. 48をご参照ください。
54	入札説明書	30	別紙2	2	(3)	イ			業務改善の実施及び改善状況の確認	「同一の原因に起因する同一事象で、2回以上の改善勧告が出された場合」とありますが、2回とは、維持管理・運営期間中における通算回数ではなく、勧告後の改善時には回数が解消するとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理・運営期間中の通算回数とします。
55	入札説明書	31	別紙2	3					サービス購入料Cの減額	減額ポイントが一定値に達した場合にはサービス購入料Cの減額を行うとのことですが、サービス購入料Cに含まれない売店等運営業務の要求水準未達により減額ポイントが発生し、一定値に達した場合にも、サービス購入料Cの減額は行われるということでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
56	入札説明書	34	別紙2	5		減額対象となる事象例	維持管理業務、運営業務のいずれの「それ以外の事象」にも、「電気、水道、燃料等使用量の不当な増加」が記載されていますが、仮にこの事象が生じた場合、維持管理・運営のどちらにも減額ポイントが付与されてしまうように見えます。実際には、原因・帰責者に応じて、維持管理業務または運営業務のどちらか一方にのみ、減額ポイントが付与されると考えれば宜しいですか。	ご理解のとおりですが、当該事象が生じた原因によっては両方にポイントが付与される可能性があります。